

伊丹市居住支援協議会 会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、伊丹市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第 2 条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、伊丹市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者又は賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事業。

(会員)

第 4 条 本会の会員は、別表のとおりとする。

第 2 章 組織

(会議)

第 5 条 本会は、会長が招集する。

2 本会は、次の事項を協議する。

- (1) 本会の事案に関すること。
- (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (3) 会員の変更にに関すること。
- (4) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

3 前号第 2 号及び第 4 号は、出席者の過半数の同意を得なければならない。

4 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の資料等)

第 6 条 本会の会議資料及び議事録（非公開情報に該当する部分を除く。）については、原則として公表する。

第 3 章 役員

(役員)

第 7 条 本会に会長を置く。

2 会長は、伊丹市都市活力部長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

第 4 章 その他

(秘密の厳守)

第 8 条 会員は、本会において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(事務局)

第 9 条 本会の事務局は、伊丹市都市活力部住宅政策課に置く。

(雑則)

第 10 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項

は，会長が定める。

付 則

この会則は，令和 8 年 1 月 2 8 日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	会 員
不動産関係団体	一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会 阪神北支部 公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部
福祉事業者団体	社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会
居住支援団体	特定非営利活動法人ゲートキーパー支援 センター 株式会社J A M 株式会社スリーマインド
伊丹市	市民自治部（同和・人権・平和課，男女共 同参画課） 健康福祉部（共生福祉社会推進担当，地域・ 高年福祉課，介護保険課，障害福祉課，生 活支援課，自立相談課，こども福祉課） 都市活力部（住宅政策課）